

## 市職員用パソコン起動時画面 広告掲載募集要項

市職員が業務に使用しているパソコンの起動時に毎回画面上に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

### 1 広告枠の募集方法

- (1) 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な価格で売り渡すものとします。
- (2) 前号の規定により、広告枠を広告代理店に売り渡した場合、安城市は募集等に関する取扱業務を当該広告代理店に委託することができ、当該広告代理店が広告の募集を行うものとします。

### 2 応募資格要件

以下の条件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (3) 安城市における市税（市民税、固定資産税など）及び料金等の滞納がないこと。
- (4) 広告代理店の場合は、愛知県内に本店又は支店等を置くこと。

### 3 応募方法

- (1) 提出書類（提出された書類は目的以外には無断で使用しません。また、原則として提出書類は返却しません。）

#### ア 広告主

- (ア) 市職員用パソコン起動時画面広告掲載申込書（様式第1）※1
- (イ) 会社概要（パンフレットなど）※2
- (ウ) 広告原稿データを格納したCD又はDVD

#### イ 広告代理店

- (ア) 市職員用パソコン起動時画面広告の広告枠取扱申込書（様式第2）※1
- (イ) 会社概要（パンフレットなど）※2

※1 申込書にある広告掲載料及び広告枠取扱料（以下「広告掲載料等」という。）とは、広告の掲載が決定した広告主及び広告枠の取扱が決定した広告代理店などが市に納付する料金であり、業者を決定する選定

基準です。

※2 本広告事業及び市公式ウェブサイト広告事業において1年以内にすでに提出済みの場合は省略可。

(2) 提出方法

持参または郵送。データのみメールでの提出も可とします。

(電子メール [johosys@city.anjo.lg.jp](mailto:johosys@city.anjo.lg.jp))

(3) 募集期間

平成30年4月16日(月)から5月18日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とします。ただし、募集期間が終了し、枠が埋まらなかった場合は、先着順にて随時受付する予定です。

(4) 提出先

安城市役所 企画部 企画情報課 ICT推進室 情報推進係

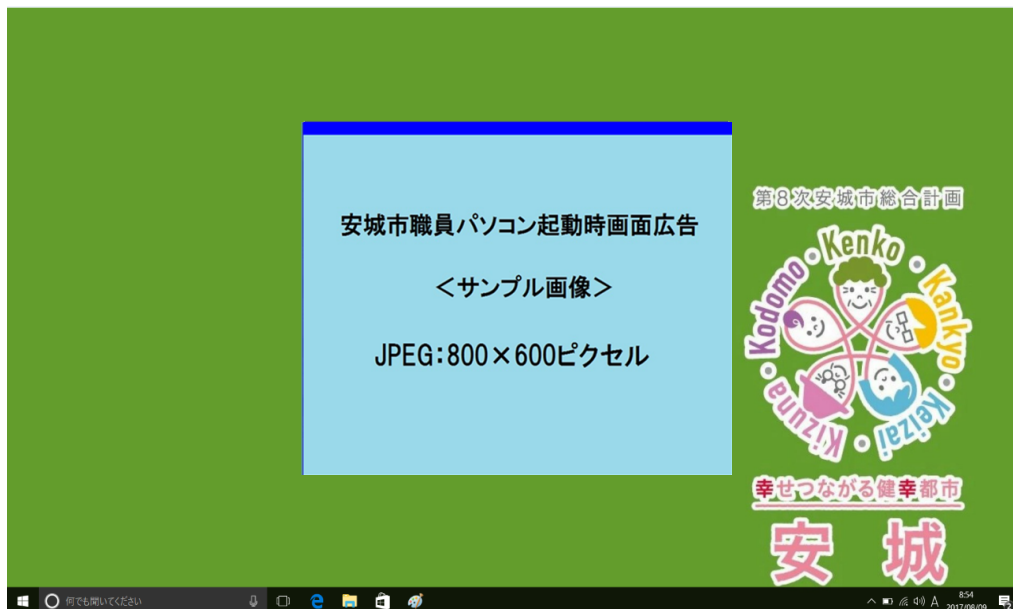
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号(北庁舎4階)

#### 4 仕様等

広告の仕様等は、次のとおりとします。

(1) 広告媒体

職員用パソコン起動時画面



※1 広告 (= 1 枠) が 10 秒間表示された毎に切り替わります。3 広告 (= 3 枠) 表示されると広告画面は終了します。掲載順序は月ごとに、市による厳正な抽選により決定します。

(2) 募集枠数

3 枠／月 ※平成 30 年 7 月から 12 月までの 6 か月分で合計 18 枠

(3) 掲載規格

- ア サイズ 800×600ピクセル
- イ 形式 J P E G
- ウ データ容量 100KB以下
- エ データの色 カラー

(4) 広告内容

内容及びデザインは、安城市広告掲載実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条の基準に適合したものに限ります。また、要綱第 9 条第 1 項に規定する安城市広告審査委員会（以下「審査会」という。）で承認されたものとします。

(5) 掲載期間

平成 30 年 7 月 1 日から 12 月 31 日の 6 か月分

1 か月単位とし、複数月の申し込みも可能とします。

広告掲載期間において広告内容を変更することができます。その場合、掲載したい月の前月の 15 日までに申し出てください。ただし、月の途中での変更はできません。

(6) クレーム処理等

ア 広告主及び広告代理店は、広告内容に関するクレーム等について責任を負い、速やかにクレーム等の解決に当たること。

イ 広告主及び広告代理店は、業務停止等の問題が生じた場合、速やかに市へ通知してください。その場合の対応は、別途協議するものとします。

**5 広告掲載料等**

最低提示額は次のとおりです。

1 か月あたり 10,000 円／枠（※消費税及び地方消費税相当額を含めたもの）

**6 選定方法等**

(1) 選定基準

申し込みが募集枠数を超えた場合は、月ごとの提示額の最も高い者から選定します。

ただし、同額の場合は、市による厳正な抽選により決定するものとします。

(2) 広告掲載の決定等

広告掲載の可否は、審査会で審査を行ったうえで安城市が決定します。決定後、広告主及び広告代理店などに対し市職員用パソコン起動時広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 3）及び市職員用パソコン起動時画面広告の広告枠取

扱採用（不採用）決定通知書（様式第4）により通知します。なお、掲載決定後に申し込みの取り下げ並びに広告掲載料提示額及び広告枠取扱料提示額の変更はできません。

## 7 広告掲載料等の納付

広告主及び広告代理店は、市が別途指定する日までに広告掲載料等を一括して納付してください。

## 8 広告掲載料等の返還

納入された広告掲載料等は返還しません。ただし、市の責に帰すべき理由により、広告の掲載期間月において3日を超えて広告を掲載できなかった場合は、掲載期間月の該当日数による日割り計算（小数点以下切り捨て）を広告主及び広告代理店に返還しますが、返還する広告掲載料等には、利子を付しません。

## 9 広告主及び広告原稿の仮審査

広告代理店は、広告主から広告掲載の申込があったときは、安城市広告掲載実施要綱、本募集要項の規定に従い広告主及び広告原稿の仮審査（正式な審査は安城市が実施）を行い、申込受理に際して疑義があるときは、安城市の指示を受けて対応するものとします。

## 10 広告原稿等の提出

広告代理店は、仮審査で適正と認めたときは、下記のものを安城市に提出するものとします。

### (1) 提出物

ア 市職員用パソコン起動時画面広告掲載申込書（様式第1）

イ 広告主の会社概要（パンフレットなど）※

ウ 広告原稿データを格納したCD又はDVD

※ 本広告事業及び市公式ウェブサイト広告事業において1年以内にすでに提出済みの場合は省略可。

### (2) 提出期日

別紙「提出期日一覧」のとおり

### (3) 提出方法

持参又は郵送。データのみメールでの提出も可とします。

（電子メール [johosys@city.anjo.lg.jp](mailto:johosys@city.anjo.lg.jp)）

### (4) 提出先

安城市役所 企画部 企画情報課 ICT推進室 情報推進係

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号(北庁舎4階)

## 1 1 広告主及び広告代理店による掲載状況の確認

広告主及び広告代理店は、広告の掲載状況を確認するため、随時、市に対して実地確認を申し出ることができます。

## 1 2 業務の再委託及び債権の譲渡等の禁止

- (1) 広告代理店は、安城市の承諾を得た場合を除き、業務の全部若しくは一部の履行（個人情報の処理を含む。）を第三者に委託し、又はこの業務により生ずる債権を譲渡することはできません。
- (2) 広告代理店は、前号の規定により安城市の承諾を得て業務の一部（個人情報の処理を含む。）を第三者に委託した場合でも、安城市に対して再委託先の行為について全責任を負うものとします。

## 1 3 その他

- (1) 職員用パソコン台数  
約 1, 0 0 0 台
- (2) 応募に要する費用は、広告主及び広告代理店の負担とします。
- (3) 広告主又は広告代理店が要綱第 3 条に該当することとなったとき、掲載しようとする広告が要綱第 4 条の基準に抵触することとなったとき、広告掲載料等を指定した期日までに納入されなかったとき、その他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主又は広告代理店の双方が協議して決定します。

## 1 4 問い合わせ先

安城市役所 企画部 企画情報課 I C T 推進室 情報推進係

電話 0566-71-2207（直通）

F A X 0566-76-1112

電子メール [johosys@city.anjo.lg.jp](mailto:johosys@city.anjo.lg.jp)

別紙

「提出期日一覧」

平成30年7月掲載分	平成30年 6月15日 (金)
8月掲載分	平成30年 7月14日 (金)
9月掲載分	平成30年 8月10日 (金)
10月掲載分	平成30年 9月14日 (金)
11月掲載分	平成30年10月12日 (金)
12月掲載分	平成30年11月9日 (金)